

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 1 日

いすみ市長 太 田 洋



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
夷隅地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 29 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 6 経営体
個人 43 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
農業者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。将来農地を管理できない者が発生した場合は、地域の中心となる経営体に集積するよう努め、後継者の育成についても地域の協力のもと進める。
新規就農者については、生産技術の指導・助言を行い集落ぐるみでフォローアップをし、将来的に集落の後継者として育成すると共に、集落での共同取組作業等を通じてコミュニケーションを図り、営農しやすい環境を整える。
種子生産圃場、飼料米生産圃場等、用途別に集積し作業の効率化を図る。